

仙高裁総第993号

令和2年12月4日

山中理司様

仙台高等裁判所長官 青柳



司法行政文書開示通知書

7月16日付け（同月20日受理）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「管内所長事務打合せ協議概要」と題する書面（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報及び公にすることにより司法行政事務及び裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

管内所長事務打合せ協議概要

1 業務の縮小過程

- (1) BCPや最高裁から発せられた各種事務連絡(Q & Aを含む)等に基づき、所長として、どのように事件処理態勢の検討を進めたか。実体的判断過程(判断要素)と手続的判断過程

高裁は4/17日の対策本部で、4/20日から、[REDACTED]出勤、必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小(民事部は控訴事件等の期日は~5/7まですべて取消し、刑事部は身柄の判決宣告期日以外を取消し)。

管内では、南東北は高裁と同様に[REDACTED]出勤、必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小したが、北東北は必要な機能を維持できる範囲までの業務縮小はせず、人的態勢も盛岡、青森は[REDACTED]秋田は[REDACTED]となった。

各庁における検討状況は次のとおり。

仙台地) 宮城県の外出自粛の内容が在宅勤務を強く要請するなど強いものであったこと、感染者数が当時急増していたこと、[REDACTED]

[REDACTED]業務を最小限に絞り込んだ。その方法は、当職作成のメモを配付して部総括と打合せを重ね、打合せの間に各部での検討を進めてもらった。事態が刻一刻と変化するので、対象とする期間を細かく区切った。このような方法をとることにより、裁判官には主体的に検討してもらえたと考えている。

仙台家) 当時の状況として、宮城県や仙台市が独自の外出自粛の要請を行う旨を言っていたこともある。家裁としては、地裁と軌を一にする必要があると考えていた。家裁独自のものとしては家事調停があるので、これをどう手当てすべきかを考えていた。裁判官や職員の意見を聞いて判断することを心掛けた。

福島地) 管内には裁判官が35人いるが、本庁の裁判官は10人であり、残りは支部、独簡に配置されている。意見交換が難しいという特徴がある。当時の感染者数からは、福島県が緊急事態宣言の対象になるとは想えていなかったので、職員に感染者が発生した場合の対応をまず検討していた。その結果、業務の絞り込みが相当必要だということが分かり、これが緊急事態宣言の対象となった際に生きた。政府、県の要請、高裁の態勢を参考にし、[REDACTED]

[REDACTED]緊急事態宣言が全国で延長された際、県は東北の他県よりも強い休業要請を残したが、特定警戒地域である茨城県に隣接しているということも影響している。

福島家) 報道に頼ることなく、県のHPから資料をダウンロードしたり、ライブで記者会見をみたりして情報収集に務めた。裁判官の丁寧な了解を得る必要はあるが、事態は流動的なので、所長がみんな納得する案を示し、その案で合意を得るというリーダーシップも必要と考えた。

山形) 県の休業要請は5月10日までを期限として出された。また、県外からの人の行き来に神経質になっていた。知事の記者会見は頻繁にチェックした。4月7日の時点で、3月31日付け事務連絡が基準になると裁判官に伝えて、その認識共有を図った。高裁から示された案をもとに各部署、支部に検討してもらった。県の要請自体は、県内の感染

者が増えていなかったこともあって、出たのは4月21日だが、それまでは隣県の宮城の様子を参考にした。また、県をまたいで来県する者に対する県知事の危機感も強かった。

盛岡) 対策本部に両部長、上席、簡裁掌理が入っていることもあり、対策本部を中心に検討した。岩手県は感染者ゼロであったこともあり、外出自粛が出たのは4月23日だった。ただ、内容は宮城県と同じであった。

裁判所も [REDACTED] の出勤とした。ただ、検討は泥縄的になり、所長として主導権を発揮できなかつた。

秋田) 17日に県の要請が出た。職場への出勤は自粛対象ではなかつたが、テレワークは推奨されていた。

[REDACTED] の出勤制限とした。事件の関係では、来庁者を制限し、県境をまたぐ移動を行わせないという観点から緊急性の高い事件を除いて取り消すことにした。

青森) 高裁から2通りの状況を検討しているとの情報提供があつたので、事務局から各部署に検討を依頼した。部長らと双方向のやりとりができなかつたのは反省点である。4月17日に県からの方針が出た。外出自粛、ただし職場への出勤を除くというもので、併せて在宅勤務が推奨されていた。

[REDACTED] 所長、事務局長で [REDACTED] を決めて各部署で決めてもらった。コロナウイルスは県外から入ってくるという認識が大きく、市中にコロナウイルスがあるという実感はなかつた。そのため、県の要請は腰が引けている印象であった。北海道は感染者が多くなつたが、青森は素通りされているという状況で、近いから感染拡大の危険があるという危機意識はなかつた。

●県がどのような要請を行うかが態勢検討の上で重要であった。高裁は途中からではあるが、県から直接、情報収集をするようになった。

(2) 業務の縮小過程における検討を進める上で、どのような課題があつたか。

仙台地) 県が独自の外出自粛要請・休業要請をした際にどうするか、という点は非常に悩ましく感じている。また、回復過程は、早く事件をやりたいとの希望が裁判官から強く出ており、裁判部との共通認識を形成するのが難しかつた。

仙台家) 全国と仙台とで外出自粛要請等に違いがあるときにどうするのか、家裁は密な状態が多く、これをどうするのかというのが悩ましかつた。家事調停は3密なので注意しなければならないというほかないが、家事調停を今までどおりにやりたいというのをどう説得するのかは難しいと感じた。

福島地) 出勤態勢を [REDACTED] まで絞り込んだ際、期日取消しの連絡があり、業務が瞬間に増えた。継続業務も意外とあった。また、引継ぎが上手くいかない事態も生じた。

福島家) 5支部と一度にテレビ会議ができるないという問題があつた。家事調停は、代理人がつかないことが多く連絡が、普段から連絡を付けるのが難しく、遺産分割のように当事者の数が多いものもあり、調停委員にも連絡しなければならない。また、福島は県外からの通勤者もいる。他高裁管内の対応状況は参考例になつたと思うが、その情報がほとんど入らなかつた。例えば、 [REDACTED] その際の対応等の情報が欲しかつた。

山形) 刑事部は、 [REDACTED] 出勤で継続業務をこなせなかつたので出勤者を増やした。各部署ごと

に割合で考えるのではなく、頭数で考える必要があると分かった。家裁は電話での照会も多く、継続業務をするために出勤した者の手が取られた。

盛岡) 中間的な縮小を検討しておらず、どこまでの業務をするのか具体的なイメージがなかった。各部の判断で事件の取り消しを行い、統一的な検討が十分ではなかった。手続相談に来る者が増えたことがあり、受付業務の縮小も検討すべきと感じた。

秋田) 県独自の要請があった時の対応が悩ましい。また、業務縮小の際は、各部署一律に [REDACTED] [REDACTED] ずっと休んでくれではなく、ある程度の幅を設け、トータルで [REDACTED] になるよう考えた。

青森) 業務縮小時は何となくせかされている感じがした。縮小した場合のリスクの検討ができなかつた。手続相談は減らず、相談に手を取られるなどしていた。

(3) 検討を進めるに当たって、部総括等をはじめとする裁判官、幹部職員等一般職の受止めやこれを踏まえた働きかけ、対外対応等についての実情と課題はどうであつたか。

仙台地) 裁判官、職員は業務縮小を冷静に受け止めた。反省点はバタバタとした検討になつたという程度である。弁護士会には、回復過程では詳しく述べて情報提供した。判決期日は双方不出頭の場合もあるので取り消さないでほしい、再度、縮小のときは意見を聞いてほしいなど、参考となる意見も聞かれた。

仙台家) 期日の取消は個別に行ったので、縮小も弁護士から特段の反発は出なかつた。

福島地) 弁護士会は、会館に会長を訪れて説明した。検察庁は刑事部部総括から次席検事を行つた。

福島家) 対外対応は地裁に一本化した。職員は事前の頭作りが大事と感じた。事前に頭づくりを進めていると、実際の事態に即応できると感じた。

盛岡) 短期間での検討となつたので、やや混乱はあったが、裁判官、職員の受止めに問題はなかつた。通常業務時に、このまま最後までフル稼働でいければ良いという雰囲気はあつた。

秋田) 裁判官、職員にはすんなり受け入れられた。縮小時、緊急性のある事件は取り消さず残していたが、報道ですべての期日を取り消したかのように報じられてしまい、代理人が他の用件を入れて、結局、期日を取り消したものがある。

青森) 裁判官、職員の受け止めに問題はなかつた。

●裁判官、職員はなぜ抵抗なく受け入れたのか。事前の頭作りが良かったのか。

盛岡) 毎年の新型インフルエンザ対応訓練で具体的なイメージができていたのではないか。

仙台地) 事前に民事部、刑事部でそれぞれ部総括が集まり、意見交換をしていた。また、東京等すでに業務縮小が先行していたこと、感染者も増加しており、危機感もあつたことなどが原因として考えられる。

福島地) 当時の状況として、感染者が急増し、クラスターも発生するなど、それなりの危機感があつた。

(4) B C P が想定していない事項の検討で苦労された点や、態勢の検討等の過程で経験した今後に生かせる考え方される課題の克服例・教訓はどのようなものであったか。

●裁判部一般職の在宅勤務はどうだったか、今後、どうすべきか。

仙台地) [REDACTED]

盛岡) 職員も、自宅にいてパソコンで調書を作成できた方が良い。ミンタス、ケイタスも自宅で使えるようにする必要がある。また、記録の貸出も必要である。

福島地)

福島家) 福島県庁は、補正予算を組んで3500人が在宅勤務可能なシステムを構築した。スピード感がある。裁判所も見習うべきだ。家事調停のサービスは3密前提になっている。在宅勤務はその現場を支える部分にとどまるのではないか。3密前提でよいかも検討すべきであって、民事裁判のIT化が検討の一つのきっかけになる。

●書記官が家で調書を作成することを認めるべきか（賛成〔仙台家、福島家、盛岡、青森〕と反対〔仙台地、福島地、山形、秋田〕で半々であった）。反対の立場は何があい路になっているのか。

山形) セキュリティ、記録管理に不安がある。

福島地) 紙の記録を持ち帰って自宅で作業するというのは現実的ではない。

青森) セキュリティに関しては裁判官も同様ではないか。きちんと規則を決めて研修することにより対応できる。

仙台家) 情報セキュリティの関係をいえば

●他の課題はどうか。

仙台地) BCPの記載が概括的抽象的であり、何が係属業務にあたるか、第1順位か、特に非訟分野であてはめが困難であった。支部にも基準を示す関係で、非訟部の部長が悩んでいた。

仙台家) 緊急性のある事件といえるかについて、人によって考えが異なっていた。

福島地) 県またぎの移動の関係で問題があった。本庁は、相当数の裁判官、職員が仙台から通勤しており、郡山支部は裁判官から通勤していた。一部裁判官に負担がかかった。

福島家) 緊急性の判断が難しい。婚費・養育費だけの事件でも、これがもらえないと生活が苦しいなど緊急性のあるものがある。また、裁判所は緊急性があると考えても、相手は緊急性があると教えてくれず、対応してもらえなかつたこともある。

山形) いつも担当していない業務を行うこともあり、結局、在宅勤務者に登庁してもらうこともあった。部署ごとに交代していくなど業務的に担当者が欠けないかのような工夫も必要と感じた。また、バックアップ体制も必要になる。

盛岡) 業務縮小の中間的な形態を検討していなかった。また、本庁の裁判官が感染したときはどうするかということは答えが出ていない。

秋田) 支部、独立簡裁の裁判官が感染したら影響が大きいと感じている。

青森) 裁判員は様々な手続を積み重ねており、途中で手続を止めるとロスが非常に大きいなど、検討の要素が他の業務と異なると思った。

福島地) 本庁でも民刑1か部ずつなので、感染した場合の業務については、期日は原則取消し、最小限の業務を他の部署で代替するという検討結果だった。

●一部署で陽性者が出了時の対応を検討しておく必要がある。

2 業務の回復局面

(1) BCPや最高裁から発せられた各種事務連絡(Q & Aを含む)等に基づき、所長として、どのように事件処理態勢の検討を進めたか。実体的判断過程(判断要素)と手続的判断過程

高裁は5/7日の対策本部(刑事部部総括はメンバー、民事部部総括はオブザーバー参加)で問2・想定2で対応する旨決定(ただし、特定警戒都道府県からの移動を伴う事件は取消し、県境をまたぐ移動は各部で慎重に判断)。

管内では、南東北は高裁と同様で、南東北は盛岡[REDACTED]秋田[REDACTED]青森[REDACTED]。

各庁の検討状況は次のとおり。

仙台地) 政府の基本的対処方針の内容、県知事の要請内容、感染者数、検察庁の勤務態勢を参考にした。

福島地) 事務連絡のどの想定にあたるかを考え、裁判官と意見交換をした。

福島家) [REDACTED]程度まで回復する方針で臨んだが、緊急性の判断が難しく、方針を実行するのが非常に困難であった。

山形) 5月7日に部総括、上席、幹部と意見交換をし、支部長とはテレビ会議で認識共有した。期日取消で業務が一時的に多くなった。

盛岡) [REDACTED]くらいにした。期日の取消があったが、6月で吸収できた。

秋田) 県の方針を確認し、周辺の官庁の状況を確認した。

青森) 政府の方針と県の協力要請を確認した。外出自粛や在宅勤務の要請が弱まった。周辺の官庁の状況も調べた。

3 新型コロナウイルス感染症への一連の対応から浮かび上がった、裁判官や一般職の意識における課題やその背景、これに対する対応策としての所長の役割は何か。

特段の指摘はなかった。

仙台地) むしろ、回復過程で事件処理を早く正常化したいとの意識がみられるようになつた。現在の状況を良く理解してもらうよう努めた。

以上